管理コード	要望事項 （事項名）	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の再見直し	「措置の内容」の再見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係官庁
230010	「エコポイント宝くじ（仮称）」の創設	不当景品類及び不当表示防止法	景品表示法は、過大な景品提供による不当な顧客の誘引を防止することにより、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を確保し、もって一般消費者の利益を保護することをも目的としている。	今回提案する「エコポイント宝くじ（仮称）」とは、当選品付き抽選券を、個人等が所有しているエコポイントと交換で取得し、いずれかの応募者に環境配慮型商品を配分するシステムです。 現在、刑法の特例として、地方財政資金の調達を目的に、都道府県等に宝くじの発売が認められているところですが、このエコポイント宝くじについては、現金ではなくエコポイントを抽選券と交換であり、環境貢献の観点から、関東圏と関西圏において特区として認めていただきたい	地球温暖化対策の１つの手段として提案させて頂くこのエコポイント宝くじ創設は、当社の特許権を利用したシステムであり、個人等から一定のエコポイントを協賛・拠出して頂き、一定の算出方法で環境配慮型商品が寄贈されるというものであります。この算出方式は現状行われている宝くじ方式、町内会などで利用されているガラガラポン抽選方式と一緒です。 エコポイント宝くじのシステムとしては、エコポイントとの交換による抽選券を入手した応募者に、当選品としてエコカーや太陽光発電システムなどの環境配慮型商品が当選するものです。また、応募者から拠出されたエコポイントの一部を、幼児施設（保育所・幼稚園等）などの公益的な工事業の促進に充てる予定です。全てが【環境とエネルギー】分野で政府が進める低炭素社会の実現に特化した事業形態で考えられております。	E		提案内容はそもそも景品表示法規制の対象となるものではない。 景品表示法の対象となる景品類は、「顧客誘引の手段として」、「取引に付随して提供される」、「経済上の利益」である。 本件提案については、正常な商慣習に照らして取引本来の内容をなすと認められる経済上の利益の提供に該当するため、「取引に付随」する提供に当たらない（昭和52年公正取引委員会事務局長通達第4項第4号）。	E			E			E		1024010	株式会社　市姫商事	福井県	総務省 法務省 経済産業省 環境省 消費者庁
230020	景品表示法の景品規制の緩和	不当景品類及び不当表示防止法	景品表示法は、過大な景品提供による不当な顧客の誘引を防止することにより、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を確保し、もって一般消費者の利益を保護することをも目的としている。	総付け懸賞（購入者へのもれなくプレゼント）の景品限度額（取引価額の10分の2）撤廃特区の提案	地域の特産品プレゼントつき空き家を安価で販売する。 例：愛知県過疎地域の空き家を購入し、移住したらトヨタ車をプレゼントなど 上記のような施策を実行したいが、景品表示法により懸賞により提供する景品額には制限が有る（下記参照） ※・懸賞により提供する景品類の最高額は、懸賞に係る取引の価額の二十倍の金額を超えてはならない。 ・懸賞により提供する景品類の総額は、当該懸賞に係る取引の予定総額の百分の二を超えてはならない。 上記法律を緩和することによって、地域活性を促進する一助にしたい。	C	Ⅲ	景品表示法は、過大な景品提供による不当な顧客の誘引を防止することにより、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を確保し、もって一般消費者の利益を保護することをも目的としている。 提案内容は「地域の特産品をプレゼントつき空き家を安価で販売する」というものだが、これは消費者に魅力的なプレゼントを提供することにより、空き家を購入させる仕組みである。もし、プレゼントが景品規制の上限を超えて提供されるものである場合には、適正な商品選択を歪め消費者利益を害するものであり、過疎化対策であれ何であれかから弊害をもたらす制度を認めることは不適切であり、特区として対応することは不可である。 なお、プレゼントに要する費用は、空き家の販売価格に反映されているところ、プレゼントつきをやめ、空き家そのものの販売価格をその分安くすることにより「空き家を安価な価格で販売する」という目的が達成できるものと思料。	C	Ⅲ					C	Ⅲ	1048040	株式会社パソナグループ　シャドーキャビネット	神奈川県	消費者庁
230030	素材の機能性、安全性、配合量及びこの根拠に関するエビデンスを表示する健康志向食品等（仮称：健康支援食品・スキンケア製品）の製造と販売	健康増進法	特定保健用食品、機能性食品に関する制度が設けられ、一定の機能等に関する表示が認められているところである。	素材の機能性、安全性、配合量の表示及びこの根拠に関するエビデンスを表示することを骨子とする新規健康志向食品・スキンケア製品（仮称：健康支援食品・健康支援スキンケア製品）の製造や販売を行う。	食品素材等の機能性、安全性、配合量の表示が可能な特区創設、目的は消費者に素材の科学的事実を公開し、リテラシー向上を図ると共に根拠のない宣伝等に基づく健康被害の発生を予防することにある。上記の試みは社会実験としても重要である為、地域を限った範囲で実施することが望ましいと考え特区制度を活用するものである。 トクホは、最終製品の機能を調べる必要があり、試験費用が高く汎用性が低い。一方、地域には機能性があり、かつ地域に根ざした素材が多く存在している。そこで、素材の安全性や機能性、配合量等の明示や適切な情報提供は、消費者の製品選択に不可欠であるが薬事法第66条他による規制のためこれができない。 本提案内容は、食経験があり一定のPublicityを持つ素材に関して、安全性・機能性等に関する表示を可能とする措置を求める提案である。米国ではGRASで認可を取得した素材は、DSHEA法のもと機能性を表示できる。さらにStructure/Function Claimでは科学的に確認された証拠（論文等）を提示すれば素材の機能性を表記できる。米国の場合、安全性が担保されている素材であれば、機能性については表示を許可している。これら素材が配合された最終商品の選択は消費者に委ねられている。日本には同様の制度はない。しかし、食品の機能に対する消費者の期待は、健康維持や疾患の予防が中心であり、医薬品等と同等の認可要件を求めることには無理がある。むしろ安全性を第一義として消費者の選択に任せた製品群が安定かつ安価に供給されることが望ましい。本提案はこれらも参考にして、素材に関しての表示の緩和を提案するものである。	C	Ⅰ	食品の機能性表示については、科学的根拠に基づいていることが国際的に求められている。 このため、国の制度である特定保健用食品については、人体に対する関与成分の有効性及び安全性はもちろんのこと、製品の一日当たりの摂取量、当該製品を過剰摂取した際の人体への影響等についても、 ①科学的に基づいていること ②消費者に誤解を与えないこと ③医薬品的効果を期待すること等により適切な医療を受ける機会が奪われないことなどが担保されるよう審査を行い、表示により適切な情報提供が行われていることの確認もあわせて実施した上で表示の許可を行っている。 以上のような観点からすると、現行の規制を緩和して、特別に機能性等の表示を認める制度を創設することは適当でないと考えている。	右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。	現行制度が認めるところは最終製品であり、同機能素材を使った製品の場合、製品毎の許可が必要となる。製品の安全性担保について異論はないが、素材自体の安全性・機能性等の表示は、消費者への正確な情報提示であり、判断は消費者自身のものである。 一方、現行制度は製品毎に許可が必要な為、機能素材を有していてもコスト面で許可申請を断念せざるを得ない零細企業が地方には多い。 また、現行制度下ではそのような機能素材は海外に流出する為内需拡大の機会損失となるケースが少なくない。 以上の状況も含め、本提案は地域活性化を踏まえた社会実験であり、地方特有の素材を活用し、健康維持・増進と同時に経済発展に寄与するあのものである。	C	Ⅰ	現在も、虚偽表示等でなければ、食品の素材に関して含有される成分の表示をすることは可能であるが、食品の表示については、消費者に対する正確な情報提供を確保する必要があり、機能性表示については、既存の枠組みによるべきものと考えている。 我が国における保健機能食品制度については、コーデックス委員会（FAO/WTO合同食品規格計画）のガイドライン、「GUIDELINES FOR USE OF NUTRITION AND HEALTH CLAIMS」や「GUIDELINES FOR VITAMIN AND MINERAL FOOD SUPPLEMENTS」等に沿ったものであり、国際的に整合性が図られた制度である。 現在、コーデックス委員会栄養・特殊用途部会（CCNFSDU）において、機能性表示のための科学的機微が検討されているが、我が国としても、このような会議に参加し、その動向も踏まえ、必要に応じて、対応することとしている。 このように、我が国では、国際的な動向も踏まえ、消費者に正確な情報を提供するための制度を整備しており、機能性表示については、既存の枠組みで対応することが可能である。それにもかかわらず、現行の審査基準に満たない食品の素材等の機能性表示を特区として認めることは、消費者に混乱を招く可能性があると考えている。	右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。	国内では素材の安全性や機能を審査する基準は整備されていないと理解している。我が国の制度は最終製品の個別承認であり、費用は高額である。一方素材の安全性や機能性の担保は、企業の自主規制に委ねられている。このため、安全性や機能性が不明確な素材を含む食品が製造され、消費者に誤解を与え、あるいは誇大な宣伝を行う背景になっていると考える。 以上の観点から、食品に含まれる素材に関し科学的な表示を可能とし、これを含む食品を健康支援食品などとして製造販売することを特区内で行うことは、健康被害の発生を予防することや中小企業の活性化などを定量的に把握する上からも安心・安全な社会を構築する上で有用な試みであると考える。	C	Ⅰ	先の回答のとおり、現在も、虚偽表示等でなければ、食品の素材に関して含有される成分の表示をすることは可能であるが、食品の表示については、消費者に対する正確な情報提供を確保する必要があり、機能性表示については、既存の枠組みによるべきものと考えている。		1029010	特定非営利活動法人　環瀬戸内自然免疫ネットワーク(LSIN)	香川県	消費者庁